

# 系島市立引津小学校 学校いじめ防止基本方針

系島市立引津小学校

## 1 いじめに対する基本姿勢

- 「いじめは、人間として絶対に許されない」という強い認識を持つこと
- 「いじめは、どの子どもにも、どの学校でも起こりうる」という危機意識を持つこと
- 「いじめられている子どもを最後まで守り抜く」という信念を持つこと

いじめは、いじめられた児童の心身に深刻な影響を及ぼす、絶対に許されない行為である。しかし、心身の発達が十分に遂げられていない児童にとっては、その成長の過程において、何らかの理由により、どの児童もがいじめの側にもいじめられる側にもなり得る可能性がある。これらの基本的な考えを基に、いじめの撲滅を目指し、教職員がいじめはどの学校でも起こり得るという認識に立ち、日頃からささいな兆候を見逃さないように努め、学校全体で組織的に対応をしていく。何より、学校は、児童が教職員や友達との信頼関係の中で、安全・安心に生活できる場であってはならない。児童一人一人が大切にされているという実感をもつとともに、互いに認め合える人間関係をつくり、集団の一員としての自覚と自信を身につけることができる学校づくりを進めていく。

## 2 いじめとは

(定義)

児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの（いじめ防止対策推進法 第2条1項より）

## 3 いじめ防止等の対策となる組織

(組織)

いじめ防止等のために、以下のような組織を構成する。

組織名：引津小学校いじめ防止対策委員会

構成員：校長・教頭・主幹教諭・養護教諭・生徒指導担当・特別支援コーディネーター・スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー

業務内容

- ・いじめ等の防止に向けて月一回の会議を行う。（見つめる会の中で全員で）
- ・生徒指導担当と連携し、いじめ等防止に向けた友達アンケートの計画、実施、検証を行う。
- ・いじめ等の事案発生時、具体的に対応する。
- ・教職員に対するいじめ等の防止に向けた研修を立案し、実施する。
- ・いじめ等に関する記録の作成、保存を行い、関係機関との連携・引き継ぎに努める。

## 4 学校における取組

### (1) いじめを生まない教育活動の推進

ア 「友だち関係アンケート」「教育相談」「保護者アンケート」「近接学年会」「QUテスト」等の結果を活用し、児童の実態を十分に把握し、よりよい学級経営に努める。

イ いじめは絶対に許すことはできないものであるとの考えを、道徳や教科等の学習指導を通して示し、人権教育の推進と合わせて指導を行う。

ウ 児童がいじめの問題を自分のこととして捉え、考え、議論することにより、集団としての問題解決力を高めるために、道徳科、学級活動における話し合い活動の充実を図るとともに、自主的・実践的な態度を育てる活動の推進を図る。

エ 学級活動等を通して、お互いを認め、支え合う学級集団づくりを行い、学校生活の諸問題を主体的に解決していこうとする児童の育成を図る。

○ 「相手のことを考えてふわふわ言葉を言える子」

オ 普段から全教職員で児童を見守る姿勢を確認し、気になることや気がついたことがあった場合には担任への報告、各担当者との連携、連絡を通して早期対応に努める。

カ SC・スクールソーシャルワーカー等を活用した教員研修等により教職員の指導力の向上を図り、児童の人間関係づくりや社会性への技能に関する教育活動を活性化させる。

キ インターネット利用によるいじめ防止およびいじめ発生時に効果的に対応できるように必要な啓発活動を実施する。

ク 新型コロナウイルス感染症等の流行性感染症による欠席等や新型コロナワクチン接種に伴う児童に対する偏見や差別等が起きないために、児童及び家庭や地域に対して、感染症等の正しい知識の周知や道徳教育の充実に努める。また、SCやSSW等による職員研修の充実に努める。

### (2) いじめ等の兆候を見逃さないための取組

ア 毎月の子どもアンケート（6・11月は無記名）、学期に1度の教育相談等の実施を通して児童の様子に変化がないか、予兆となる情報の把握に努める。

イ 毎月、子どもを見つめる会を行い、全職員で情報を交換し、対策を話し合う。

ウ 養護教諭を中心に児童・保護者からの相談を受ける体制を整備しその充実に努める。

エ 家庭へチェックリストを配付し、児童の家庭での様子から気になることがないか確認してもらい、わずかな変化を見逃さず家庭、学校での迅速な対応に努める。

オ 授業中だけでなく休み時間や放課後の様子について児童の会話、記入物、持ち物に留意し、気になる言動、記入物、持ち物があれば様相観察、声かけ、面談を行う。

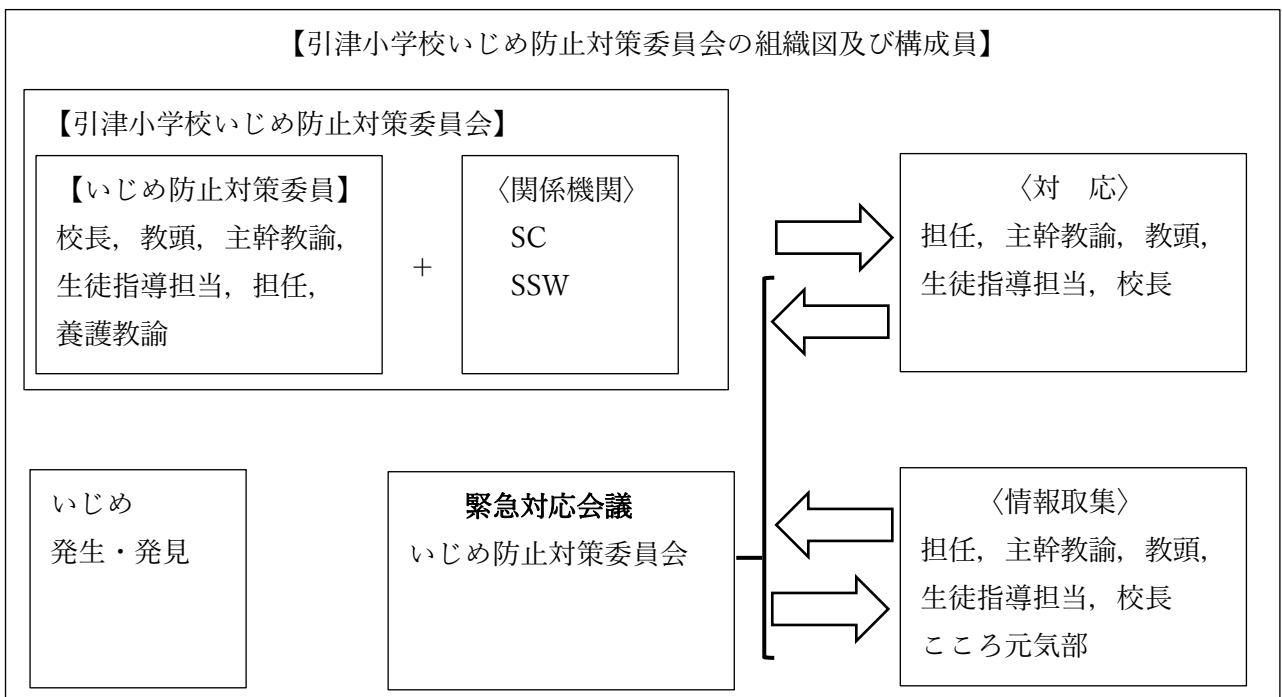
### (3) いじめ等発生時の措置

(発生時対応)

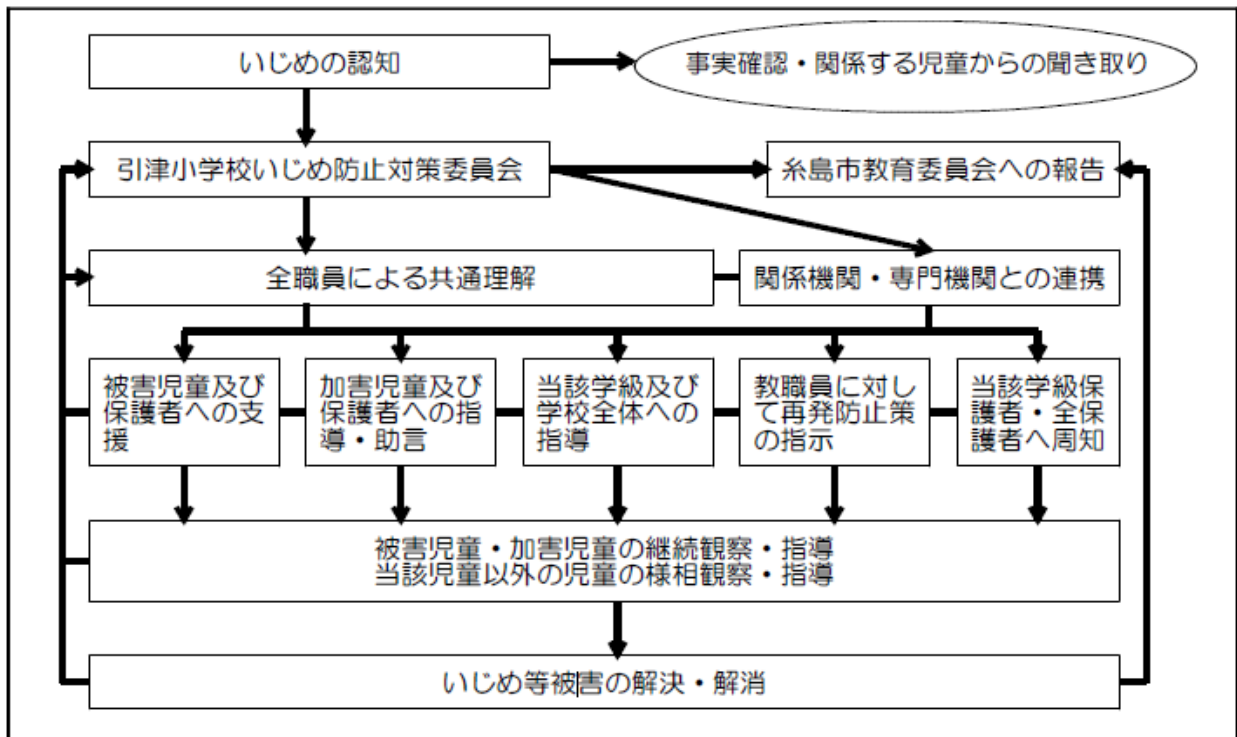
ア 児童または保護者からいじめ等に関する申し立て、相談、通報があった場合、速やかに全教職員で情報を共有し、いじめ防止対策委員会を中心に対応する。

イ いじめ等の状況や対応の経緯等について面談や質問票等を実施し客観的な事実把握を行う。

- ウ 被害児童を守るため、すぐにいじめをやめさせ、再発防止のために教育的配慮のもと毅然とした態度で加害児童等を指導する。
- エ インターネット等を通じて行われる不適切な書き込み等については、直ちに削除等の措置を行い、関係機関等に協力や支援を求める。
- オ 新型コロナウイルス感染症等の流行性感染症によるいじめや新型コロナワクチン等の接種に伴ういじめを認知した場合は、いじめを受けた児童への心のケアに対して、SCやSSW等の専門家と連携して迅速な対応を図るとともに、いじめを行った児童をはじめ、全児童に対して、再度偏見や差別等が起きないための道徳教育等を実施する。
- カ 保護者、糸島市教育委員会、関係機関・専門機関との連携を行う。  
保護者に対しては、以下の対応をする。①該当児童保護者への報告を行い問題の共有化を図る。②該当学年、学級の保護者への報告、方針の提示をする。③必要に応じてPTAとの連携を図る。
- キ いじめ等の解決に向け、対応経路に従い被害児童の負担を一刻も早く解消するために尽力する。
- ク いじめを行った児童の保護者に対して、学校教育法第35条第1項（同法49条において準用する場合を含む）および糸島市立小中学校管理規則第14号の規定に基づき、当該児童の出席停止を命じるなど、いじめを受けた児童はもちろん、その他の児童も安心して教育を受けられるようにするために必要な措置を講じる。
- ケ いじめを受けた児童の保護者といじめを行った児童の保護者との間で争いが起こることのないよう、いじめ事案に係わる情報をこれらの保護者と共有するための措置、その他の必要な措置を講じる。
- コ いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものであると認めたときは、所轄警察署と連携して対処する。
- サ 学校は、児童がいじめを行い、教育上必要と認める場合は、学校教育法第11条の規定に基づき、適切に当該児童に対して懲戒を加える。



(いじめ等の対応経路)



(4) 重大事態発生時の対応

(重大事態対応)

① 重大事態とは

ア 生命・身体または財産に重な被害が生じた疑いや、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあること。

例えば、  
・児童が自殺を企図した場合  
・身体に重大な傷害を負った場合  
・金品等に重大な被害を被った場合  
・精神等の疾患を発症した場合  
などが想定される

イ いじめにより児童が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認められるとき。なお相当の期間とは、年間30日を目安とする。

ただし、一定期間、連続して欠席しているような場合には、上記目安にかかわらず迅速に調査に着手する。

② 重大事態発生時の学校の初期対応

- ・重大事態が発生した旨を、系島市教育委員会に速やかに報告する。
- ・直ちに所轄警察署に通報し、適切に援助を求める。
- ・系島市教育委員会との協議の上、当該事案に対する組織を設置する。
- ・上記組織を中心として、事実関係を明確にするための調査を実施する。

③ 調査結果の提示及び報告

- ・学校は、調査結果を系島市長および系島市教育委員会に速やかに報告する。
- ・調査結果については、いじめ等を受けた児童・保護者に対して事実関係、その他必要な情報を適切に提供する。